

市第6号議案

横浜市市税条例の一部改正

横浜市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月23日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市市税条例の一部を改正する条例

横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「90日（特別徴収義務者については、30日）を限度として」を「その理由のやんだ日から90日以内に限り」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の横浜市市税条例第18条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の申請（横浜市市税条例第18条第2項の規定による申請をいう。以下同じ。）に係る期限の延長について適用し、同日前の申請に係る期限の延長については、なお従前の例による。

提 案 理 由

申告等に関する期限の災害等による延長に関する規定の整備を図るため、横浜市市税条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市市税条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（災害等による期限の延長）

第18条 市長は、納税者又は特別徴収義務者が次のいずれかの理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入（第3項において「申告等」という。）に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、その理由のやんだ日から90日以内に限り、90日（特別徴収義務者については、30日）を限度として、その期限を延長することができる。

（第1号から第4号まで、第2項及び第3項省略）